

練馬区立豊玉南小学校 P T A 会 則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、練馬区立豊玉南小学校PTA(保護者と教職員の会)と称し、事務所を東京都練馬区豊玉南2-14-1、練馬区立豊玉南小学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、次に掲げる目的を持つ。

- 1、家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進し、もって児童の心身の成長を図る。
- 2、家庭生活及び社会生活と関連し、民主的教育に対する理解を深め、互いに親睦を図る。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- 1、児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する。他の団体及び機関と協力する。
- 2、特定の政党及び宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為を行わない。
- 3、この会は、自主的運営をなし、他のいかなる機関及び団体の支配・統制・干渉を受けるものではない。
- 4、この会は、学校の教育活動の充実向上のため意見は述べても、学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員となることができる者は、次の通りとする。

- 1、本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下、保護者という)
- 2、本校に勤務する校長、教員、事務職員(以下、教職員という)

第 5 条 会員はすべて平等の立場において会に協力する。

第 6 条 本会は、本人(保護者及び教職員)の意志で入会し、また退会できる。

- 1、本会の入会希望者は、入会承諾書を提出する。
- 2、本会の退会は児童の離籍による自動退会、または退会届の提出をもって任意退会とする。

第 5 章 事 業

第 7 条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、教育に関する理解を深めるための協力
- 2、教育に必要な他団体との連絡協議
- 3、児童の生活環境の改善及び校外生活の補導
- 4、会員相互の親睦と教育向上のための諸計画
- 5、その他会の目的達成のための必要な事項

第 6 章 経 理

第 8 条 この会の経費は、会費及び寄付金等をもってまかなう。

第 9 条 会費は、毎年度第1回の定期総会において、これを定める。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第12条 この会の資金は、第2条の目的達成以外に使用してはならない。

第13条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 役 員

第14条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------------------|
| 会 長 | 1名(保護者) |
| 副会長 | 4名以上(保護者3名以上、副校長) |
| 総 務 | 3名(保護者2名、教職員) |
| 会 計 | 3名(保護者2名、教職員) |

但し、役員は他の役員を兼ねることができない。

第14条の2 必要があるときは、運営委員会の承認を経て、役員を増員または減員することができる。

第15条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第15条の2 役員は役員会を開き、担当する任務につき企画し、運営委員会に提案する。又、運営委員会又は総会によって委任された事項を執行する。

第16条 役員は、役員推薦委員会がその候補者を推薦し、総会の承認を受けるものとする。

第 8 章 会 計 監 査

第17条 この会の経理を監査するために、会計監査2名(保護者)を置く。

第18条 会計監査は、役員推薦委員会が会員中よりその候補者を推薦し、総会の承認を受けるものとする。

第19条 会計監査の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第 9 章 総 会

第20条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年「期首(5月)」「期末(3月)」の2回開催する。

第22条 総会は、会長が招集する。但し、運営委員会が必要と認めた場合または、会員の5分の1の者から案件を提示して要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第23条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。但し委任状を出席数に加える場合は、会員の2分の1以上とする。

第24条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 10 章 運 営 委 員 会

第25条 運営委員会は、役員・常置委員会委員長によって構成される。

第26条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- 1、各委員会によって立案された活動計画を審議検討する。
- 2、総会に提出される報告書を立案・作成・審議する。
- 3、その他、会員により委任された事項を処理する。
- 4、この会の運営に必要な細則を立案作成する。

第27条 運営委員会は、会長が招集する。但し、構成員の4分の1以上の者から要求があった場合には、会長は運営委員会を招集しなければならない。

第28条 運営委員会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ、その会を開くことができない。

第29条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 11 章 常 置 委 員 会 及 び 特 別 委 員 会

第30条 この会の活動を推進するために、常置委員会を置く。

第31条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第32条 常置委員会は、それぞれ担当する業務につき企画し、運営委員会に提案し、又は運営委員会、総会によって委任された事項を執行する。

第33条 常置委員会及び特別委員会は、いかなる活動計画についても、運営委員会にはからなければならない。

第 12 章 個 人 情 報 保 護

第34条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め適正に運用するものとする。

第 13 章 細 則

第35条 この規約に定めのない事項については、別に運営委員会が細則で定める。

第 14 章 規 約 改 正

第36条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この規約は、昭和57年5月7日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。